

最近の情勢と今後の文化政策

(提 言)

**～東日本大震災から学ぶ、
文化力による地域と日本の再生～**

平成24年9月28日

文化審議会文化政策部会

目 次

1 文化芸術を取り巻く最近の状況等	
(1) 東日本大震災の被災地への持続的支援の必要性	1
(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の成立	2
2 最近の状況下での文化芸術に対する新たな期待と課題	
(1) 被災地への支援に関する事項	4
(2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項	8
3 文化芸術の振興のための提言	
(1) 被災地への支援に関する事項	10
(2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項	12
(参考資料)	
文化審議会文化政策部会の設置について	17
文化審議会第10期文化政策部会委員名簿	18
文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリングについて	19
文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第1回概要	20
文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第2回概要	24
文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第3回概要	29

1 文化芸術を取り巻く最近の状況等

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（以下「第3次基本方針」という。）が平成23年2月8日に閣議決定された。同方針は、文化芸術への公的支援をより適切かつ有効なものにするための新たな仕組み（日本版アーツカウンシル）の導入や、劇場・音楽堂等が本来の機能を十分に発揮できるようにするための法的基盤の整備など、文化政策の在り方を根本から見直す様々な内容を含んだものであった。同方針には、六つの重点戦略を掲げているが、これらは、平成23年度以降、できるものから直ちに実行に移されてきた。

今年度は、その2年目に当たる年度であるが、この間に、いくつかの特筆すべき出来事・動きがあった。東日本大震災と、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の成立等である。

国は、こうした新しい事実を踏まえて、今後とも、引き続き確実かつ計画的にこれらの施策を発展させていく必要がある〔第3次基本方針の対象期間は、平成23年度～平成27年度〕。

今期の本部会においては、第3次基本方針のフォローアップを行うとともに、その一環として、東日本大震災からの創造的復興の在り方に關して集中審議やヒアリングを行ってきた。こうした審議等を踏まえ、今般、本部会として、「最近の情勢と今後の文化政策」という提言をまとめた。今後、国、地方公共団体、大学、企業、NPO・NGOを含む民間団体等が、本提言を参考とされて、最近の情勢を踏まえた多様な取組を、時をおかずして、具体的行動として展開されることを期待する。

（1）東日本大震災の被災地への持続的支援の必要性

平成23年3月11日に、東日本大震災が発生した。大震災後においても、これまでの第3次基本方針に基づいた文化政策が推し進められていくことに変更はないが、その一方で、様々な文化芸術団体や芸術家、文化財・美術関係団体、文化財の専門家等が被災地に赴いて、文化芸術の力を活用した復興支援活動や、文化財等の救出活動等が進められてきているという新たな状況がある。

これまでのこうした取組を通じて、「文化の力が被災者にとって、復興に向けて前向きに生きていく原動力となった」、「地域の民俗芸能をいち早く復興させたことが地域コミュニティの再構築につながった」、「被災文化財等の救出を通じて、「地域のたから」の有り難さを実感し、地域のアイデンティティーの意義を再認識した」等の報告がなされている。

このように、大震災を契機に文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識さ

れるという局面に至っている。こうした状況下で、様々な文化芸術団体や芸術家等が、地元の経済や産業活動、生活に深く根ざし、幅広いつながりを持つ活動を展開していくことが期待されている。

引き続き、国としても東日本大震災からの創造的復興に向けた力強い支援を長期的に持続させていく必要がある。

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の成立

最近の国レベルでの文化芸術の振興に密接に関連する特筆すべき動きとしては、平成24年6月27日に、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行されたことが挙げられる。

同法は、「劇場、音楽堂等」を、文化芸術に関する活動を行うための施設と、その運営を行う人的体制により構成され、実演芸術の公演を企画・実施すること等を目的とするものとして位置づけている。このような劇場、音楽堂等の本来的な構成や目的が確保され、劇場、音楽堂等としての機能が十分発揮されることを求めるものである。^(注1)

そして、劇場、音楽堂等は、①人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点としての役割を果たしていくこと、②人々の共感と参加により、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能を持つこと、③国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与していくこと、等が期待されている。

こうした要請に対応していくため、同法では、劇場、音楽堂等の事業や劇場、音楽堂等の設置者、実演芸術団体及び行政等の役割、基本の方策等について規定している。

これまで、劇場、音楽堂等に関連して指摘されていた、①文化施設を設置している地方公共団体において、これらの施設の文化政策上の役割が不明確であり、文化芸術の創造活動の実施や鑑賞機会の提供が十分ではない、②地方において、多彩な文化芸術に触れる機会が大都市圏と比較して相対的に少ない、③観客数の減少や観客の高齢化、固定化が進行している、等の諸課題は、同法の制定を契機として克服されていくことが望まれる。

(注1) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（抄）

第2条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの・・・(略)・・・をいう。

同法の制定は、文化芸術振興基本法や第3次基本方針に定める基本理念に基づく施策の延長上にあるが、東日本大震災を受けて、コミュニティの再生のために、文化芸術が果たすべき役割が再認識されたこととあいまって、文化芸術の持つ力を社会に浸透させるための一層の推進力となっていくことが大いに期待されるところである。

また、平成24年9月5日に、「古典の日に関する法律」が公布・施行された。同法は、古典の日（11月1日）^(注2)を設けること等により、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせることにより、心豊かな国民生活・文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的としている。国、地方公共団体は、同法の趣旨を踏まえた行事の実施や、家庭、学校、職場及び地域等において、国民が古典に親しむための教育の機会の整備等の施策を講ずることが期待されている。

こうした新たな法律の制定の動向等をふまえるとともに、第3次基本方針の実現のため、これまでの芸術家、文化芸術団体、地方公共団体等を念頭に置いた政策実施の体制を更に強化し、新たな主体の参画を得つつ、より効果的に文化芸術施策を進めることができると期待される。

(注2) 11月1日を古典の日とするのは、「紫式部日記」によって源氏物語の存在が確認される最古の日付（寛弘5年（1008年）11月1日）にちなんでいる。

2 最近の状況下での文化芸術に対する新たな期待と課題

(1) 被災地への支援に関する事項

(文化芸術活動への期待)

阪神淡路大震災直後は、「今は文化芸術どころではない」という社会的雰囲気がしばらくの間続いたが、今般の東日本大震災においては、地域によっては、早くから文化芸術活動を希求する度合いが非常に強かつたことが指摘されている。実際に、全国の文化芸術団体が様々な文化芸術活動による支援のために、被災地に駆け付け、多くの支援が行われた。

文化芸術活動が震災復興の過程で果たす役割としては、①日常を取り戻す契機となる、②自己のアイデンティティーと地域への帰属意識を再認識することで、復興の困難に立ち向かう心にエネルギーを充填する、③文化芸術を通じて全国の国民の心を一つにする等の効果があるとの評価が確立されつつある。

若手の芸術家等を中心に、中長期的に被災地に定住して復興支援に従事しつつ、様々な活動を通じて研鑽しながら、自らの創作活動の力量向上にもつなげようとする試みが見られる。

このように、被災地において、被災地以外ではできない体験等を通して、被災地から新たなことを学ぶことの価値が指摘されてきており、注目に値する。

芸術家等が、被災地に中長期的に滞在等をして、被災者に寄り添おうとする取組に対して、現地で高い評価を受けているケースがある。芸術家等が、地域に根ざした声を聞き、コーディネートを行い、表現していくことが、文化によるコミュニティ再生への支援につながっていく。現地に根ざしたこうした取組は意義が大きい。

他方、被災地のニーズと芸術家が提供を申し出ていることが、常に一致するわけではない。およそ3か月から半年くらいは、芸術家や文化芸術団体等による支援を受け入れる素地が十分にはない被災地が少なくないことが今回の経験で分かった。やってくれるなら有り難いという「お付き合い」で被災者が文化芸術活動による支援を受け入れるという、「文化芸術の押売」とならないよう留意しなければならない。



東京藝術大学が、陸前高田市で被災者に寄り添う復興支援を目指し、津波で流された松を用いて母子地蔵を彫る。完成した母子地蔵は、被災者の祈りの対象となっている。

(写真は東京藝術大学から提供)

こうした観点から注目すべきは、どのような分野の文化芸術活動の機会提供が、誰を対象にどのような場所で期待されているのかという現場のニーズと、芸術家が提供を申し出ているものとのマッチングを適切に行うことで文化芸術による復興支援活動が円滑に進んだ被災地があること、他方で、適切な時期に適切な場所へ支援を届けるために必要な情報を収集して有効に生かす仕組みが十分ではなかったとの指摘もあることである。個々の芸術家等が地域ごとに多様なニーズを把握することが極めて困難な状況に鑑みれば、ニーズと提供可能な支援とのマッチングのシステムを一層発展させることが必要である。

(文化施設の果たす役割)

原発事故があった地域の近隣では、児童生徒の出入りによる学校現場や子育ての環境への影響が指摘されている。こうした中、ある文化施設では、地方公共団体との連携の上、コンサートのために施設に来訪したプロの演奏家を、コンサート後に学校に派遣して、無償コンサートを実施したり、ワークショップの時間を設けたりする取組を行い、児童生徒のストレスを緩和させようという取組をしている。子どもたちに、多彩な実演芸術に触れさせる仕組みとして、注目されている。

このように、文化施設が受け身ではなく文化芸術団体、地方公共団体、学校等とも連携しながら、地域への教育普及活動、巡回公演等を自ら実施していくことで、地域における特色ある文化芸術の機会を提供し得る立場にあることが明らかになった。

(地域における文化財の意義)

文化財は、有形、無形を問わず、単に歴史的、芸術的価値があるにとどまらず、当該地域住民の誇りとアイデンティティーを形成するものである。

震災後に平泉が世界文化遺産に登録されたことが被災地の心の励みとなったのはその一例である。今回の震災においても、被災文化財の救援・修復に対する要請は強く、文化財・美術関係団体、大学等の関係機関の協力の下で、これまでのネットワークを生かしつつ、新たなネットワークを構築することで、文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業が進められてきている。また、埋蔵文化財も地域の歴史・文化を示す重要なものであり、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との両立を図りつつ、復興への取組が進められてきている。

文化財の復旧や歴史資料の再生の過程に、地元の人々が直接関与することは、「地域のだから」の価値を自らが実感する上で、極めて重要である。こうしたことから、被災した施設、被災した地方公共団体自らによる復旧を容易にする



世界文化遺産に登録された平泉の中尊寺金色堂

(写真は中尊寺所蔵)

ようなシステムの構築についても、検討が進められている。また、文化財の復旧や歴史資料の再生のための業務に関連した新たな雇用も生まれている。

一部の被災地において、復興まちづくりの方針の検討に当たり、地域の文化財やその背景にある歴史・文化を活用する取組が見られたように、地域の歴史的環境を構築する歴史的・文化的資産である身近な文化財が重要であり、文化財の指定の有無や類型の違いにかかわらず、地域の文化財を総合的に把握し、保存・活用していくための人材を、行政や民間団体、大学等の関係機関との連携の下、確保していくことが重要である。これはまた、多様な文化財を維持・継承していく上でも重要である。

(被災文化財等の救援)

文化財レスキュー事業では、所有者の求めに応じて文化財を救出・応急措置を施した後に一時保管することとなるが、被災者である所有者が文化財を再び受け入れる体制が整わなければ戻すことはできない。例えば、阪神淡路大震災の際に一時保管された文化財で所有者への返却等の取扱いに長時間の調整を要したケースもある。このように文化財が再び所有者の手に戻るためにには時間がかかるため、美術館・博物館等の再興支援を含め、長期的に取組を実施していかなければならないという課題がある。

(民俗芸能等の果たす役割、保存・継承)

地域に根ざした民俗芸能等は、今後も長きにわたって保存・継承されていく必要があるが、震災により、地域全体が津波で壊滅的な被害を受けたような地域もあり、その保存・継承の必要性が今回、強く認識された。

また、民俗芸能等が地域住民の震災復興の力になることで、民俗芸能等の持つ意義が再認識された事例が多数ある。ある被災地では、幾つかの避難所に分かれていた被災者たちが、地域の民俗芸能をいち早く復活させたことで、人々が、励まし合いながら団結し、自律的な復興につながった事例もある。



竹浦獅子舞

宮城県牡鹿郡女川町の伝統芸能である獅子舞（獅子振り）。女川町は地区ごとに異なる獅子頭獅子舞がある。復興の大きな力になっている。

（写真は神山梓氏から提供）

(行政からの人的・財政的支援)

行政からの人的・財政的支援に対しては、一定の評価はあるものの、被災地の声として、①専門の職員が不足している、②行政からの財政支援があっても、膨大な書類の作成が求められる、③お金の使途についても細かな制限がある、④精算払い立替えが原則となっており、立て替える余裕のない地方公共団体にとって負担である、等が指摘されている。

また、多くの地方公共団体には、国からの支援を受けようとしても、震災復興の中、支援を受けるために必要な申請書をまとめる時間と余力のある職員がないという現実がある。事業費全体の半額を地方公共団体が負担することに

なっている事業もあり、被災地では、そのような財力のある地方公共団体は少ない。その結果、支援すべきところに資金が十分に届いていないという現状も指摘されている。

以上の現状に鑑みれば、今後、当分の間、続くであろう復興支援については、必要に応じて人的支援が可能となる仕組みの構築を行うとともに、財政的支援に当たっては、「使いやすさ」と、税金の適正な使用のためにこれまで課せられてきた種々の条件や制約との間の合理的で、適切なバランスの在り方を早急に考えるべきである。

(文化財等の保存と被災地の復興)

阪神・淡路大震災直後には文化財の保存よりも被災地の復旧・復興を優先させるべきとの意見があったが、復興が進むにつれて文化財がその地域に果たす役割などへの理解が広がり、その重要性が改めて認識された。今回の震災においても当初同様の意見が見られたが、これまで述べた事例・取組からも分かるように、地域のアイデンティティーを形成している文化財や民俗芸能等が被災地の復興に果たす役割の重要性が認識されつつある。

(復興教育への支援)

東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための「復興教育」の取組が進められてきている。例えば、被災地の中学生と被災地以外の中学生とが、俳句を通して心の交流を図る教育活動や、大震災について描いた優れた東北の高校演劇作品等を、全国各地で巡演し、あわせてワークショップなどを開催して高校生同士の交流を促進するような取組がある。こうした文化芸術の力も活用した復興教育への支援の重要性が認識されている。



大震災について描いた作品の発表
(福島県立いわき総合高校生徒による演劇)

(2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項

(文化芸術が有する力)

文化芸術には、個人の抱いている情熱や感動を創造的に表現することで自らが「生きて」いることを実感させる力がある。また、他人が表現したものに共感し、互いにコミュニケーションしながら協働の関係を作り、あらゆる人を社会に包摂していく力があることも、いくら強調してもし過ぎることはない。さらに、先端技術の研究開発や企業のイノベーションに必要な「ひらめき」の能力を育んでくれるのも文化芸術である。そして、文化芸術が求める自由な発想は、人が陥りがちな「思い込み」や前例主義、横並び主義といった固定観念のくべきから、人を解放してくれる。これこそ、変革の時期に、一人一人に要求されるものである。

(文化施設の果たす役割・在り方)

今後、劇場、音楽堂等をはじめとする文化施設は、地域住民の文化芸術活動（鑑賞のみならず創造）の拠点、さらには文化芸術に関する情報を発信する拠点としての機能を備える必要がある。

文化施設が、地域住民の文化芸術の拠点、文化芸術に関する情報発信の拠点になろうとしたときに、内部職員の理解が不十分なために前に進まないことがあるという現実も、長年にわたって指摘されており、啓発を図る必要がある。

文化施設は、文化芸術の企画制作、公演、公開及び発表等の場としての役割だけではなく、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の拠点としての役割が求められている。このように、文化施設は、地域の人々が様々な活動を通じて、人間関係を構築・保持したり、多くの人々に対して社会参加を促したりする場として社会包摂的な機能を果たしていくことが求められている。

文化施設は、文化芸術活動の場を提供することに加えて、大震災が起これば避難所に様変わりするなどの幅広い機能を果たし得る施設であることが改めて認識された。日頃から、そのようなことを意識し、有事に備えて、ソフト・ハード両面からの準備等をしておくことも、地域で真に必要とされる文化施設として重要なことである。

指定管理者制度の下では、短期的な視野に立った経済性や効率性を追求しがちであり、協定書に定める文化施設の業務内容の範囲が平常想定される業務のみに限定されてしまい、このため、大規模災害時には、柔軟な支援に限界があるケースもあり得ることが指摘されている。今後、運用改善等に向けて留意すべき点である。

(ヘリテージマネージャーの養成)

阪神淡路大震災により地域の身近な文化財が多数失われたことを教訓として、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の育成が一部の地方公共団体で行われている。このヘリテージマネージャーは、地域の身近な文化財を日頃から保護し、その積極的な活用を推進する人材であり、各種調査活動、まちづくりへの参画、行政や文化財の所有者に対する助言活動等を行っている。今回の東日本大震災を機に更に取組を推進するべきではないかとの指摘がなされている。

(大学等における文化財保護、文化芸術振興への取組)

文化芸術振興を担う新たな主体として大学等の有する能力に着目し、大学等が自らの持つ教職員及び学生を組織的に活用し、教育・研究機能と両立させながら、有形・無形の文化財保護や文化芸術振興に貢献し得る取組を進めるべきではないかとの指摘もされている。

3 文化芸術の振興のための提言

これまで述べたような最近の諸情勢を踏まえてみれば、第3次基本方針に基づく重点戦略が着実に実行されるべきであることを改めて確認しつつ、特に、以下のような視点での取組が実行されることを提言したい。

(1) 被災地への支援に関する事項

(地域に根ざした組織の育成)

これまで、様々な外的支援に支えられた復興支援が中心であったが、今後は、地域主権の推進の流れの中で、より自律的な復興に比重が置かれていくこととなる。こうした前提に立つと、地域に根ざした芸術団体等の育成が必要となろう。

(長期的展望に立つ支援の必要性)

阪神淡路大震災においても、大震災後10年以上経過しても、なお解決しない課題がたくさんある。長期的な視点に立つ支援を継続的に行っていく必要がある。

(地域のニーズに合致した文化芸術の支援)

被災地の実情や要望に合わせた文化芸術支援を行っていく必要がある。地元の現状や要請を把握した上で、支援の実施を希望する芸術家や文化芸術団体等とのマッチングを図るためのコーディネーター的役割を担う人材の養成と登用が必要であろう。また、現在、文化芸術団体と関係機関との連携により進められている「文化芸術による復興推進コンソーシアム」についても、より実効性の高い形で実施されることが望まれる。

(文化芸術による「心の復興」への支援)

被災地の復興に関しては、文化芸術による癒しの効果を活用した「心の復興」も重要である。こうした観点から、現在、実施されている小学校・中学校等への芸術家等の派遣や、被災地の県及び市町村が企画する舞台芸術の鑑賞等への支援を引き続き推進・強化していくことが重要である。



福島県いわき芸術文化交流館アリオスによる芸術家の派遣。同館は小中学校へ芸術家を派遣する「おでかけアリオス」に力を入れている。

(写真は同館から提供)

(アーティスト・イン・レジデンス機能の強化)

今後、魅力と生きがいのある街・地域を再興する計画を作成する過程において、芸術家を含む様々な人材を活用していくことが重要であり、これを可能とするため、被災地における「アーティスト・イン・レジデンス」機能を高める具体的施策をとることが望ましい。

(海外への広報発信)

大震災の直後に国外に避難した海外の芸術家が、日本に戻るばかりか、被災地での活動を始めたケースも少なくない。大震災後の日本に対する外国人の見方も良い方向に変わってきてている。被災地における取組をはじめ、改めて日本の文化芸術の力を海外に発信する積極的なチャリティー、例えば、震災後の仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動を、海外の文化芸術団体も注目している。日本の文化の力を海外に発信するに当たり紹介すべき具体例の一つである。

(復興教育の支援の充実等)

文化芸術の力も活用しながら進められてきている「復興教育」は、①子どもたちの社会を生き抜く力の養成、②絆づくりと活力あるコミュニティの形成、③未来への飛躍を支える人材の養成、④学びのセーフティーネットの構築、等の観点から、その意義は大きい。このため、引き続き、支援を行いつつ、多様な取組の成果については、幅広く関係者間で共有すること等を通じて、一層発展普及させていく必要がある。

(2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項

(ネットワーク作り)

大規模な災害が発生すると、市町村の担当職員は震災対応に忙殺され、平時の業務ができなくなる。文化圏の近い近隣都道府県との間で平時から「応援協定」のようなものを締結しておくことで、大規模災害時に、こうした衝撃を緩和することを検討すべきである。なお、このような「応援協定」の実効性を担保するには、平時からの文化芸術活動等を通じた相互交流の積み重ねも大事である。

文化財に關係する多種多様な分野の専門家等が交流を深め、人的なネットワークができつつあることは、全国展開した文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業の大きな成果であり、今後は震災対応に限らず様々な場でこのネットワークを活用していくべきである。国としても、こうしたネットワークに対する支援を行うべきである。

(文化施設の在り方)

文化施設が、地域住民の文化芸術活動の拠点、文化芸術に関する情報発信の拠点としての本来の役割を果たしていくことが重要である。

文化施設は、文化芸術団体等とも連携しつつ、地域住民の文化芸術に関するニーズを十分に踏まえつつ、常日頃から文化芸術に關心のある特定の人々だけではなく、例えば、幼児児童生徒や、子育て中の母親、高齢者なども含め、様々な人々に対して幅広く、その地域の特色ある文化芸術に、少しでも多く触れる機会を提供していく必要がある。

少子高齢化が進み、地方公共団体の財政が悪化するにつれて、経済的合理性に沿わない公民館や劇場、ホールといった施設は不要という議論に流されやすい。しかし、今回の震災でこれらの施設が避難所に転用でき、地元の人々同士の連携の中心となり得ることが明らかになった。各施設は、震災時における避難所や集会場所としての活用についても、日頃から考慮に入れ、その存在意義を平時から対外的に示していく必要がある。

(文化財の修理・復旧等)

今回の震災では、多くの貴重な文化財が失われ、甚大な被害を被ったが、文化財は貴重な国民的財産であるとともに、地域のアイデンティティーの核となる正に「地域のたから」でもあることから、こうした有形・無形の文化財の修理・復旧、防災機能の強化、継承等に継続的に取り組んでいく必要がある。

その際、史跡や名勝など、被災者の生活再建と直接関わりのある文化財については、特に、地域の理解が重要であり、整備や活用を通じて日頃からその増進に努めることが必要である。



津波の被害を受けた歴史資料の修復。「地域のたから」の修復で地域のアイデンティティーを取り戻す。

(写真は岩手県立博物館から提供)

美術館・博物館等は、文化財の保存・活用や地域の生涯学習活動、国際交流活動等の拠点として期待されており、その機能・役割を十分に発揮できるよう、美術館・博物館等におけるこうした取組を支援することが重要である。

(地域の文化財の保存・活用を支える人材の確保)

貴重な文化財を後世に継承していくためには、地域全体で文化財を把握し、保存・活用していくための取組が必要であり、こうした取組は災害時における文化財の保護のための活動にも資するものになると考えられる。このため、一部の地方公共団体で行われている、ヘリテージマネージャーの養成のような、地域の文化財を総合的に把握し、それらの保存・活用を支える人材の養成を行っていくことが重要である。

(危機管理体制の強化)

近年、企業等の様々な組織が、組織としての危機管理体制を強化するため、緊急事態の際の行動計画等を規定するBCP(Business Continuity Plan)（事業継続計画）を策定する動きがあり、注目が集められている。地方公共団体が直當で管理運営する文化施設はもとより、指定管理者が管理運営する文化施設についても、非常災害時等を念頭に置いた行動計画等を定めておくことは重要であり、上記のような動きを参考にした取組が期待される。

各施設において、何らかの危機に際して、保有・展示する文化財を限られた時間の中で優先度に応じて効率的に救済するためのリストの作成が行われることや、救済された文化財について、応急措置や一時保管を実施するための体制が平時から整備されていることなどが望まれる。

(大学等との連携)

大学等においても、それぞれが設定する人材養成目的に応じて、文化芸術に関する幅広い知識とともに、アートマネジメントや舞台芸術、ヘリテージマネージャーを養成するための文化財の保存・活用等、についての専門的知識、技能を修得させることにより、専門的な能力を有する人材の養成に貢献することが重要である。また、大学等において、こうした人材養成を行っていくためには、文化経済、アートマネジメント、文化政策、文化外交、観光、地域振興など、多岐に渡る文化芸術関連の学問領域に関して、領域横断的な方法により基礎研究を行っていくことも期待されている。



神戸山手大学において、ヘリテージマネージャー養成講座を開催する。大学の力を活用した専門人材の育成に取り組む先進的事例である。

(写真は兵庫県教委から提供)

大学等における専門人材の養成については、劇場等の文化拠点、伝統芸能や工芸技術を継承している人々と連携した長期的継続的なインターンシップを取り入れるなど実践的なものとする方策を講ずることが望まれる。

また、昼夜開講制や履修証明の制度等も活用し、社会人の再教育を充実する必要がある。

過疎地等での文化芸術の鑑賞機会の増進、子どもたちが文化に親しみ理解を深めるワークショップ等の開催、人口減少地域での民俗芸能の継承、多分野にわたるアーカイブの構築、研究成果を生かした文化財保存修復への協力など、文化芸術の振興に関する諸課題には、地域の内外を問わず大学等が参画することが有効と考えられる。第3次基本方針に掲げられた各種施策をより効果的に実施する観点から、大学等という新たなリソースに着目し、文化政策の実施に大学等の組織的な参画を促すことが期待されている。

大学等が所有する施設等の中には、重要文化財や登録有形文化財に指定・登録され、地域の顔として保存・活用されているものがある。これらの文化的価値を維持していくために、適時適切に保存修理を実施していくことが必要である。

(文化の力による地域文化の振興等)

国や地方公共団体の関係部局、大学、企業及び民間団体等の関係機関の相互の連携・協働により、地域文化を振興するとともに、地域における文化の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、海外への発信、地域の活性化を図る取組を促進する必要がある。

(文化の力に関する認識の普及)

以上のように、平時においても災害時においても、文化の力が果たす重要な役割を最大限発揮できるようにするためには、国民がその職業を問わず、文化の力を正しく認識する必要がある。このためには、学校、家庭、職場及び地域の全てにおいて、文化を各人の日常生活の一部と位置付けられるような様々な措置を関係者が連携して講じていくべきである。

参 考 資 料

文化政策部会の設置について

文化審議会第10期文化政策部会委員名簿

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリングについて

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第1回概要

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第2回概要

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第3回概要

文化政策部会の設置について

平成 24 年 3 月 12 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

(1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
(2) その他

3. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

文化審議会第10期文化政策部会委員

(平成24年7月1日現在)

青柳 正規	(独)国立美術館理事長、国立西洋美術館長
秋元 雄史	金沢21世紀美術館長
伊藤 裕夫	文化政策研究者、元富山大学教授
太下 義之	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)芸術・文化政策センター主席研究員/センター長
岡本真佐子	桐蔭横浜大学教授
奥山恵美子	仙台市長
片山 泰輔	静岡文化芸術大学教授
加藤 種男	公益社団法人企業メセナ協議会専務理事
熊倉 純子	東京藝術大学教授
佐藤 信	演出家、座・高円寺(東京都杉並区立杉並芸術会館)芸術監督
相馬 千秋	フェスティバル/トーキョー プログラムディレクター
中村 紘子	ピアニスト、ノンフィクション作家
平田 大一	沖縄県文化観光スポーツ部長
宮川 彬良	作曲家、舞台音楽家
宮田 亮平	東京藝術大学長
山村 浩二	東京藝術大学大学院教授、ヤマムラアニメーション(有)代表取締役
湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
渡辺 靖	慶應義塾大学教授

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリングについて

◎ 趣 旨

※ 文化政策部会の審議に資するため、東日本大震災からの創造的復興に向けた取組や課題等について、以下のとおり、ヒアリングを実施した。

6月 28日（木）14：00～16：00（場所：文部科学省）

○ ヒアリング対象の方

赤坂 憲雄 氏（福島県立博物館長、東日本大震災復興構想会議委員）
神山 梓 氏（東北大学大学院農学研究科博士課程3年、女川町役場勤務）
亀井 伸雄 氏（東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会委員長、東京文化財研究所長）
島田 誠 氏（神戸文化支援基金理事長、アーツエイド東北・評議員）
八巻 寿文 氏（仙台演劇工房10－BOX 2代目工房長）
田澤 祐一 氏（日本芸能実演家団体協議会常務理事）（※）

※ 田澤氏は、関伊佐央・実演芸術振興事業部長と2人で発表

○ 文化審議会・文化政策部会委員

太下 義之 委員（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）芸術・文化政策センター主席研究員/センター長）
岡本真佐子 委員（桐蔭横浜大学教授）
熊倉 純子 委員（東京藝術大学教授）
相馬 千秋 委員（フェスティバル/トーキョー プログラムディレクター）

7月 6日（金）16：30～18：30（場所：文化庁）

○ ヒアリング対象の方

赤沼 英男 氏（岩手県立博物館学芸第二課長）
伊東 豊雄 氏（建築家、建築設計事務所代表）
大石 時雄 氏（いわき芸術文化交流館アリオス支配人）
大澤 隆夫 氏（仙台フィルハーモニー管弦楽団参与）
宮島 達男 氏（東北芸術工科大学副学長・東北復興支援機構）
村上 裕道 氏（兵庫県教育委員会文化財課長）

○ 文化審議会・文化政策部会委員

太下 義之 委員（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）芸術・文化政策センター主席研究員/センター長）
岡本真佐子 委員（桐蔭横浜大学教授）
熊倉 純子 委員（東京藝術大学教授）
※ 平田オリザ氏（劇作家、演出家）は、日程調整がつかないため、別途、個別に
相馬千秋委員がヒアリングを実施した。

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第1回概要

有識者からのヒアリングにおける主な意見

【赤坂憲雄氏】

※ 福島県立博物館長として、「博物館をいかにして地域の文化・芸術の創造拠点とするか」というテーマで復興に尽力される。会津地方の漆器の文化芸術を広げる「会津・漆の芸術祭」を開催している。

- 博物館の役割は過渡期にある。旧来は地域文化の収集・調査・展示の場であった。今、地域の博物館に求められている役割は、地域住民を巻き込みながらその地域の文化芸術の創造的な拠点となることだと思う。
- 一方で、こうしたことを進める場合、館内外の調整や合意形成に時間を要する場合がある。
- 被災地の負のイメージを劇的にひっくり返す仕掛けとして、アートが決定的な役割を果たすと考えており、飯舘村に写真ミュージアムを作ろうと動き出しているところ。
- 全国の地域の博物館や美術館がこれから時代の中で何をなし得るのかということが問い合わせられている。特に被災地においては、博物館は地域の復興の核にならなくてはいけないと思う。

【神山梓氏】

※ 大学院進学とともに女川町に移住された。大学院生でありながら休学して、女川町復興推進課員として、復興の仕事に従事されている。

- 女川町の集落にはそれぞれ「獅子振り」という獅子舞の一種が伝わっている。竹浦集落は、地域の伝統文化である獅子振りをいち早く復旧させ、集落の人々が、獅子振りを通じて、励まし合い、団結できたことが、自律的な復興の取組につながったと思う。
- 女川町にある15の集落の中で、竹浦集落は、高台移転についてもっとも早く合意形成ができた。これは文化の力によるものと考えている。コミュニティをつなぐものは、これまで培ってきた文化の力とそれを支える人々の心。その心から発せられる復興こそ真の復興であり、本当のコミュニティの再構築だと思う。
- 竹浦での体験を通して、本当の豊かさとは、根本は心から発せられるものであり、励まし合いの心のような心の宝が、豊かな地域を創ると感じた。また、本当の幸せとは、人の不幸の上には、自分の幸せは築けないということ。自分一人が幸せになっても本当の幸せではないということは、東北の方々が肌身で感じ得た正に心の宝だと思う。さらに、生きることとは、希望。絶望のどん底にあっても人は希望を生み出すことができる。この心の可能性を再確認することが重要。

【亀井伸雄氏】

※ 東京文化財研究所長として、「被災文化財等救援委員会」において、震災後の4月から文化財レスキュー事業に従事してきた。現在もレスキュー活動を継続中である。

- 現地では、レスキュー活動を行うチームが安心できる組織であることを示す必要があり、市町村教育委員会等の地元に顔がつながった方の存在がなければ、この事業は成り立たなかった。
- 文化財レスキュー事業では、所有者の求めに応じて文化財を一時保管し、修復した後に所有者に返却することとなるが、被災者である所有者が文化財を再び受け入れる体制が整わなければ戻すことはできない。例えば、阪神淡路大震災の際に一時保管された文化財で所有者への返却等、取扱いに長時間の調整を要したケースもある。このように文化財の復旧には時間がかかるため、ニーズがある限りは長期的に実施すべき。
- 文化財に関する多種多様な分野の専門家等が交流を深め、人的なネットワークができつつあるというのは、全国展開した文化財レスキュー事業の大きな成果であり、様々な場でこのネットワークを活用していくべきと思う。今後、震災などが起きた時に、すぐに動けるような組織作り、そのためのマニュアルのようなものをまとめてみたい。
- 文化財レスキュー事業では、全国各地の大学や埋蔵文化財センター等の協力を得て文化財の修復・保存を行ってきた。少なくとも県単位で文化財を修復・保存できる能力を持った施設が必要であり、県の博物館、美術館が、地域の中心施設としての機能を果たすとともに、危機管理のための施設としても位置付けていく必要があると思う。

【島田誠氏】

※阪神淡路大震災で「アートエイド神戸」実行委員会を組織され、芸術家支援、文化活動への助成等を行う。今回の震災でも「アーツエイド東北」を設立され芸術家支援等に当たる。

- 寄附の制度を活用すれば、市民が文化芸術の受け手、鑑賞者であったところから一步踏み出して、市民自らも支援者として文化を支えていく主体となり得る。また、支援してもいいと思っている層は、かなり潜在的にいるのではないかと思う。文化芸術を愛し、支えたいという思いを持った人々に参画への呼び掛けを行うことによって、当財団のような助成財団はこれから増えていくのではないかと思う。
- NGO・NPOの資金調達については、他の機関と共同で文化事業を行うときに、販売チケットの半額を還元するシステムを作った(ぼたんの会)。これは、お金のシステムというよりも、市民の志が文化を支えているというプライドにつながっており、地域に密着した有効な装置となっている。

【八巻寿文氏】

※せんだい演劇工房10-BOX（テンボックス）工房長。震災直後の4月より「こどもとあゆむネットワーク」を作り絵本を被災地に届ける取組などを展開してきた。

- 芸術そのものの存在が益であるという視点は重要だ。それは必ず心に届くものであると思うし、それといかに出会うか、その場を設定できるかというのが、震災で感じた課題。
- 文化と芸術はつながっているかもしれないが、文化と芸術は違うものだと考える必要があるのではないか。文化と芸術の間にある「渚」部分、つまり、文化と芸術の重なる部分を外してしまっては、政策としてうまくいかないと思う。国立劇場のような大劇場ではなく、国立小劇場、実験劇場のような小さな劇場が、文化と芸術の間にある場として必要ではないか。
- 生活と文化あるいは芸術をうまくつなげていくため、東北に国立の人材育成機関があればよいと思う。

【田澤祐一氏、関伊佐央氏】

※日本芸能実演家団体協議会では、「震災復興に文化芸術を！」プロジェクトを立ち上げ各地域で芸能実演を行う活動に取り組まれた。また、「文化芸術による復興推進コンソーシアム」の調査、シンポジウム等への協力等を行ってこられた。

- 復興を「元の生活に戻ってもらうこと」と捉えている。芸術による復興支援というと、無料の公演などがほとんどだが、いつまでも無料では、元の生活には戻れない。段階に応じてお金を取った公演も行うべき。また、公演を無料で楽しむことには抵抗があるという被災者の意見もある。
- 被災地の実情や要望に合わせた復興支援の取組を行っていく必要がある。コンソーシアム（文化芸術による復興推進コンソーシアム）を含め、地元の現状や要請を把握する機能を持つ組織等が介在し、芸術団体、アーティスト等とのマッチングを図っていくことで、必要とされる支援を行うことができると思う。
- 例えば、現地の方々にコーディネート役を担ってもらい、それを国が支援する一方で、そのコーディネートに応じて、芸術団体が現地に入していくという役割分担を構築できるよう、コンソーシアム等を通じて取り組んでもらいたい。
- 「行政からの予算の支援があっても、膨大な書類の作成が求められる、お金の使途についても細かな制限がある」、「精算払い立替えが原則となっており、立て替える余裕のない自治体にとって負担である」など、使い勝手が悪いとの声がある。もう少し使い勝手の良いものにしてほしい。

意見交換における主な意見

- 文化と芸術の境界（諸）や連続性の話は大事な視点である。（岡本委員）
- どのように生きるか（文化）という問い合わせが芸術（獅子振り）に発展するケース（神山氏の発表）をみても境界（諸）や連続性をどう考えるかは大切。（岡本委員）
- 後継者もいなくて消えていくと思っていた民俗芸能が、コミュニティを支える力を持っているということに驚かされた。（赤坂氏）
- お寺や神社は、地域社会の中で信頼があり、ある意味中立的な立場から協力してもらえた。（熊倉委員）
- 文化芸術を支えるための資金の流れというのは様々だが、使い勝手の良い、民から民への資金の流れがまだまだ少ない。県単位でコミュニティ基金のようなものを作り、市民からの寄附、企業からの寄附をこれに集約し、簡便な方法で助成ができる仕組みができればよいのではないか。（島田氏）
- 学芸員の資格取得においては、新しい文化政策における公立文化施設の役割について学ぶ科目が必要。また、文化庁が行っている学芸員の研修では、公立文化施設が地域の中核的役割を果たすべきといった視点を取り入れるべきではないか。博物館法で定められている学芸員の職務内容（注）以外の職務をどう果たしていくのかについては、文化政策部会の方でも提案していくたい。（熊倉委員）　（注）…博物館法においては、学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究等についての専門的事項をつかさどる、とされている。
- 文化芸術は、即効性のあるものではないが、余り利害関係の絡まない活動であるという特性を生かして、市民参加で、物理的な復興とは違う位相での復興ができる可能性を持っていると思う。（熊倉委員）
- 震災後、慰問ラッシュが一段落し、これからが本格的な文化による復興の時である。そこに市民がどう関わるのか、そのためには何が鍵として必要なのかということを考える必要がある。（熊倉委員）
- 地域発・文化芸術創造イニシアチブの選考委員を担当したが、国からの支援を受けようとしても、震災復興の中、支援を受けるために必要な申請書をまとめる時間と余力のある職員はいない。事業の半額を自治体が負担することになっているが、被災地では、そのような財力のある自治体も少ない。仕方のないことかもしれないが、支援すべきところにお金が届いていない。（熊倉委員）

以上

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第2回概要

有識者からのヒアリングにおける主な意見

【赤沼英男氏】

※ 岩手県立博物館学芸第二課長として、岩手県太平洋沿岸部の博物館等の資料救援活動に尽力してきた。資料の安定化処理につき、被災機関への技術支援や広報活動、デジタル化などの取組を展開している。

○文化財の救助は、①文化財の回収、②劣化防止措置、の2段階に分けられる。

今回の震災では津波による浸水が見られたため、②を怠ると劣化・喪失につながってしまう。海水につかった資料の回復、劣化防止のノウハウは日本にも海外にも存在しない。そのため、有識者へのヒアリングや過去の水害経験から技術を構築してきた。

○当初は文化財保護のエネルギーを被災者ケアに使うべきではないか、との声も被災地では多かったが、安定化処理の公開などの広報活動を通じて徐々に理解が広まっていった。

○文化財は地域のアイデンティティーを形成するものである。したがって、被災資料再生の状況が被災地で実感できることは極めて重要である。そのため、被災機関、被災県での安定化処理が可能となるようなシステムを検討している。

【伊東豊雄氏】

※ 建築家として、無味乾燥な仮設住宅での生活よりも、人間的で居心地の良い場所を提供したいという思いから、建築家グループ「帰心（きしん）の会」を結成し、仮設住宅に「みんなの家」を普及する活動に従事している。また、岩手県釜石市の復興ディレクターとして復興構想の構築に関与する。

○「仙台メディアパーク」の復興を通して、被災者には情報交換や交流の場としての文化的なサロンが必要であると考えた。そこで、仮設住宅に暮らす市民がリラックスして日常的に集まれる場として「みんなの家」を提唱、設置する活動を開始した。住民からの反応は極めて良好だった。

○釜石市の復興計画についてアドバイスもしているが、住民の意思が十分にくみ取られていないと感じることがある。「安心安全のための高台移転」は大事だが、各町の歴史を承継できるような復興の仕方を考え、提案し続けている。

○二つの活動を通して、公共の平等主義というものが悪い方向に働く場合があると感じている。木造で仮設住宅を造ろうという提案をしても、特に、県の担当者からは、全県的に見た場合においての他と違うことに対する指摘もある。

○復興計画についても、行政からは「ある地域において、他と同じような土地利用計画でないと予算措置が困難である。」と言われることもある。これでは被災各地は東京の団地のような画一的な風景が展開されてしまうのではないか

と危惧している。きめの細かい計画をすれば、より人間的でより自然と親しむ町ができるはずである。

【大石時雄氏】

※ いわき芸術文化交流館アリオス支配人として、震災以前より実施してきた「学校アウトリーチ」事業を継続して展開している。当面、学校教育や子育てへの援助に重点を置いて事業を展開していく予定である。

○原発事故に関連し、いわき市の中学校では1,000名以上の児童・生徒が県外に避難し、他方で原発立地町村から3,000名以上が転校してきている。大量の転入・転校でいわき市の教育現場や子育て環境に影響が出ている。

○職を失って細々と切り崩している元々のいわき市民と、国から多額の補償を受けていわき市に避難中の2万人の原発立地住民とが混合して生活しており、ぎすぎすした関係が起こり始めている。親たちがいがみ合うことで、同じ学校に通う子どもたちも何となく悪い影響を受けてしまう。

○このように学校現場や子育ての環境に影響が出ており、その影響がどこまで今後出てくるのか見当もつかない。そういう中で文化芸術を扱う施設として子どもに対してできることは、プロの演奏家を学校に派遣したり、ワークショップの時間を作って、嫌なことを少しでも忘れてもらい、心の状況については良い状況を少しでも与えること。その程度のことしかできないが、我々ができるミッションはそうしたことなので、教育支援及び子育て支援事業を「重点事業」として位置づけて取り組んでいる。

【大澤隆夫氏】

※ 仙台フィルハーモニー管弦楽団参与及び「音楽の力による復興センター」の一員として、被災地で復興コンサートを開催し続けている。平成23年度における仙台フィルの復興関連コンサートは372回を記録した。

○音楽には「日常を取り戻す契機となる」「復興の困難に立ち向かう心にエネルギーを充填する」「音楽を通じて全国で絆を結ぶ」という3つの力がある。これは決して抽象的なものではないと実感している。

○県のモデル事業では、「どんな音楽を、どこに行って、誰と一緒にやつたらいいのか」ということをもっと分かりやすくするためのマッチング作業を行っている。例えば小学生向けの内容で、授業時間に合わせたモデルを作って提示すれば、学校側からはこれが欲しい、音楽家もこれなら参加できる、ということになる。

○また、ウィーンフィルなどオーケストラに対し、日程の調整など現地でのコーディネートも行っている。

○仙台フィルを評して「オーケストラの新しい社会的役割を開拓している」との言もあるが、オーケストラには単に音楽性を向上させるといったことだけではなく、明確な社会的役割がある。その一つの大きなテーマが、文化芸術の

力と被災地・被災者をどう結んでいくのかということだと考えている。その役割を果たさなければ、地域からは不十分な評価を受けるのではないかという危機感も持っている。

【宮島達男氏】

※ 東北芸術工科大学教授。大学で立ち上げた東北復興支援機構の責任者。学生・市民による日帰りボランティア活動「スマイルエンジン山形」や、福島県の子どもを対象とした「キッズアートキャンプ山形」など、芸術も用いたさまざまな支援活動を展開している。

- 被災者のニーズと芸術家としてやりたいことは乖離する場合が多い。およそ3か月から半年くらいは、芸術やデザインによる支援を受け入れる素地が被災地にはない。やってくれるなら有り難いという「お付き合い」で被災者も文化的な支援を受け入れるが、終わった後はものすごく疲れた顔をしている。「文化的な押売」となってしまう。
- 食料・服・学校などにニーズが集中する被災直後において、音楽は別論としても、美術やデザインは余り具体的に機能しない。これらが機能するのはもう少し時間が経ってからだと感じた。
- 「被災者に直接触れ合う芸術系の学生は、現場で大変に喜ばれた。なぜなら、彼らは芸術を学ぶことで相手を思いやる想像力を身に付けているのでファシリティーの能力が優れているからである。
- 今回のような大震災の場合、具体的に被災していない学生や市民も、実は心の中に被災を抱えている。何かしてあげたいという彼らのニーズと、何かしてほしいという被災者のニーズをどうマッチングさせるのかが一番の課題であると現場で感じた。
- 行政がそういったマッチングやアレンジメントをしてくれると大変助かると実感している。

【村上裕道氏】

※ 兵庫県教育委員会文化財課長として、阪神淡路大震災発生直後における文化財保護活動や震災後の各種取組の検証、大規模災害における文化財保護のシステム作りなどに従事してきた。

- 地域の歴史的環境を構築する歴史的・文化的資産である身近な文化財が重要であり、多量な文化財を維持するためには、指定文化財の維持システムとは違う考え方で、文化財の活用を考える人材の確保が重要である。
- 大規模な災害が発生すると、市町村の担当職員は震災対応に忙殺され、平時の業務ができなくなる。文化圏の近い近隣都道府県との間で平時から「応援協定」を締結しておくことで、こうした衝撃を緩和することができる。
- 所在を確認しやすい建造物に比べ、動産文化財は所在が分からないことが多い。有事における動産文化財の効率的な所在確認の方法を確立する必要がある。

- 民間のヘリテージマネージャーと行政が一緒になって文化財保護を行うネットワークを構築しておけば、災害時の文化財保護活動を非常に省力的に展開することができる。
- ヘリテージマネージャー育成の動きは、神奈川県、静岡県等や、建築業界団体の間で進んできているが、国全体としても考えるべき段階になったと考えている。
- マンパワー不足を解消するため、大学での人材育成が必要である。大学の地域貢献というキーワードが存在感を増しつつある今こそ、文化財保護の基本的な教育を大学に導入し得る契機ではないか。
- 文化財レスキュー事業では、所有者の求めに応じて文化財を救出・応急措置を施した後に一時保管することとなるが、被災者である所有者が文化財を再び受け入れる体制が整わなければ戻すことはできない。
- 例えば、阪神淡路大震災では、所有者に返却が困難な文化財が発生したことから、美術館・博物館資料として移譲・寄託の調整をし、地域の財産として展覧会を開催する等、地域住民の「こころの復興」に活かすよう転化させた。復興の起点となる地域の美術館・博物館の早期の体制づくりは特に重要である。

意見交換における主な意見

- 「オーケストラの新しい役割が開拓されていく」という言葉はなるほどと思った。震災復興という大きな課題に立ち向かっていく中で、文化の役割も含め、博物館、建築、ホール・劇場、大学等、それぞれの立場から何ができるのが問われていると考えた。(太下委員)
- 津波被害を受けた文化財の安定化処理については、系統立てて日本で、あるいは世界で共有していく取組が必要ではないか。(岡本委員)
- 復興の順番として、文化芸術の出番は後になるとの話もあったが、生き残った人たちがまさに生きているという感覚を持ちながら耐えていくという意味では、やはり空間に文化・芸術的なものがあるということが第一ではないかと非常に強く感じており、その辺りの優先順位を考えていく上で、非常につぶさに事例に基づいて記録・記憶していくかなければならないと感じた。(岡本委員)
- 近代の技術を優先することで人間らしさが後回しになるなど、様々な本末転倒をどうやったら防げるのかということを強く感じた。こうしたことを記録・記憶として残せるかは、震災復興を文化の観点から考えていく上で絶対に落とせない部分だろう。(岡本委員)
- 国は記録や記憶を残すだけでなく、新しい何かに取り組むべき。その意味で、ヘリテージマネージャーのような「人の仕組み」が重要である。非常時だからこそ、文化は、人間にとって、暮らしにとって、コミュニティにとって何なのかを再考すべき。(熊倉委員)
- 少子高齢化が進み、自治体の財政が悪化すると、お金を生まない公民館や劇

- 場、ホールといった施設は不要ということになってしまう。しかし、今回の震災でこれらの施設が避難所に転用できることが明らかになった。技術的に可能かという問題もあるが、こうした施設を不要とさせないためには、震災時における避難所としての活用についても、日頃からきちんと考へる必要がある。(大石氏)
- 安定化処理に関し、カビ等の健康被害に対する研究については組織的連携が生まれているが、紙類の安定化処理については、研究室レベルの情報交換にとどまっている。(赤沼氏)
- 今回のような大規模災害が発生した際、指定管理者制度が採られている文化施設においては、自治体と施設との協定に業務内容が限定されるため、臨機応変に救出活動ができないのではないかと考えている。(赤沼氏)
- 芸術と一口にいっても、ジャンルにより貢献の順番が違う。泣きたいときに音楽なら泣けるが、演劇ワークショップでは泣けない。演劇の力が貢献するのは、音楽よりももっと後である。時機に応じた芸術のニーズは、ある程度整理が可能である。(大石氏)
- 仙台フィルは、仙台市の文化行政の中で確たる位置付けをもらっている。仙台市では音楽とは何ものであるかについて大方の了解があるのかもしれない。だから最初の復興コンサートから市民に受け入れられたのかもしれない。(大澤氏)
- 大学として日頃から地域連携を意識していたことで、有事の初動がスムーズになった。復興活動には、日頃からの人間関係の構築が重要である。(宮島氏)
- コンサートホールのように、今まで機能ごとに分けられていた公共施設をもう少し組み合わせて、普段からいつも住民が集まるような施設にするというのは、すごく大事なことだと思う。(伊東氏)

以上

文化審議会文化政策部会・東日本大震災集中ヒアリング第3回概要

平田オリザ氏からの主な意見

- 震災以前からも、JCDN（ジャパン・コンテンポラリー・ダンス・ネットワーク）等と連携して、演劇を通じた高校生の活動を支援してきており、関係者によるネットワークを幅広く構築してきた。震災後は、特に、文科省の復興教育支援事業を通じて、学校における演劇を通じた復興支援のお手伝いを進めてきたところ。
- 教育界は、文化活動への理解が一般的に低いようと思える。教育委員会の示す教育の方針は、例えば「グローバル人材の育成」というようなものが多いが、「東北の復興のために地元に有用な人材をどう育成するか」という視点がないように思える。「地元に有用な人材」を育成するために文化活動から生まれる創造性といったものの果たす役割は大きい。
- 今後とも、引き続き、高校生を中心に演劇を通じた復興を支援していくこととしたいが、地元で文化の力を生み出す拠点がないことが問題である。このため次のことを提言したい。
- ① 文化芸術による東北復興方針を策定する（5年～10年の期間の方針とする。）。
 - ② 上記方針の中に、「東北アーツカウンシル」の設置と「国立文化施設」の設置を盛り込む。

意見交換

- 「東北アーツカウンシル」は具体的にどのようなイメージか。（相馬委員）
- 「東北アーツカウンシル」は、文化人や芸術家が東北に集まる拠点とし、政府の文化芸術関係予算や、様々な方からの寄附の受け皿とするイメージである。また、東京と東北を有機的につなぐ拠点（プラットホーム）とすることが考えられる。震災後も、政府予算について、東北全体を文化芸術で見渡して受け取るような組織があれば良かった。（平田氏）
- 教育の果たす役割も大きいのではないか。東北は地元に芸術系の大学もなく、高校生などが近くにモデルとなる大人を見いだせない。高校と大学とをつなぐ連携拠点がない。このような状況で文化芸術の活動をどう広げていくかが課題である。（相馬委員）
- 子どもたちの教育については、子どもが将来地元に定着することを目指すのが大切である。「東北は東京に人材を送る役割を果たす地域だ」という時代は終わっている。文化芸術の力で地元を復興し、それを支える人材の育成をするために、地元に、出身者をとどまらせるような視点に立つ教育が大切である。このためには、教育委員会や学校が「文化芸術・地元定着」に配慮した教育活動を行うことが求められるし、文化・芸術・観光等を専門とする大学の整備ということも求められているのではないか。（平田氏）

以上